

鳥取県公報

規 則

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十九号

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律施行細則の一部を改正する規則

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律施行細則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を「森林病虫害等防除法施行細則」に改める。

第一條を次のように改める。

第一條 本県の森林病虫害等防除については森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)(以下「法」という。)及び森林病虫害等防除法施行規則(昭和二十五年農林省令第三十五号)によるの外、この規則の定めるところによる。

目 次

◇規則

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律施行細則の一部改正

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部改正

◇告示

医療機関の指定

普通水利組合の区域変更

臨時種畜検査の実施

建設業者の更新登録

普通水利組合の組織変更

右 同

耕地整理組合の組織変更

◇教育委員會告示

公立学校教員並びに事務職員の内用審査

◇選挙管理委員會告示

政党 協会その他の団体又はその支部の收支報告書

昭和二十七年四月十五日第三種郵便物認可

第二條中「法第三條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる命令」を「法第三條第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる命令」に改める。
第六條の次に次の一條を加える。

(被害報告)

第六條の二 法第十二條の通報を受けた市町村長はその被害状況を遅滞なく所轄地方事務所長を経由して知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十一号

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則

栄養士免許その他の手数料徴収規程（昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第四十七号中「牛乳処理業又は特別牛乳さく、取処理業」を「乳処理業及び特別牛乳さく、取処理業」に同條第四十八号中「乳製品及びその類似品製造業」を「乳製品、クリーム、はつ、酵乳、バター、チーズ、冷凍乳菓（乳脂肪分三〇以上を含むアイスクリームをいう。）その他乳を主要原料とする食品及びマーガリンの製造業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十七年六月十三日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
管轄保健所
名 称 所 在 地
松保診療所 気高郡松保村大字布勢二七九 気高保健所
大坪 医院 西伯郡富益村六九六 米子保健所

鳥取県告示第三百五十五号

下大口堰普通水利組合の区域を変更することについて、昭和二十七年十月十日許可した。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百五十六号

地方の臨時種畜検査を次のように施行する。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 検査の範囲

検査申請書を提出している生後十二箇月以上の和牛

二 検査の日程

検査の場所	検査 日 時	出場区域
東旧郡倉吉市倉吉家畜市場	七月二十五日午前九時	東伯郡一円
米子市壽田町米子家畜市場	二十六日午前九時	西伯郡、米子市一円
八頭郡船岡村船岡家畜市場	二十八日午前九時	八頭郡一円
気高郡大正村古海家畜市場	二十九日午前九時	気高郡一円
浜村町濱村家畜市場	二十九日午後一時	

鳥取県告示第三百五十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録をした。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ろ)第一五〇号

昭和二十七年
三月三十日

岡田建設有限公司

西伯郡所子村大字中三九一

岡田武二才

〃〃第一五一号

〃〃四月十八日

湖山興業株式会社

気高郡湖山村大字下浜一一九四

谷 幸三郎

〃〃第一五四号

〃〃四月十九日

永原工務店

気高郡勝谷村大字今市四四一ノ二

永原 勇美夫

〃〃第一五五号

〃〃四月二十四日

尾崎組

東伯郡宇野村一六三〇

尾崎 文藏

〃〃第一五六号

〃〃

セントラル建設株式会社

東伯郡倉吉町新町三丁目三二八九

松本 幹雄

鳥取県告示第三百五十八号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により妻箇崎堰普通水利組合の組織を変更して社村妻箇堰土地改良区となることについて、昭和二十七年七月八日認可した。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により新田井手普通水利組合の組織を変更して新田井手土地改良区となることについて昭和二十七年七月十七日認可した。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百五十九号

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

鳥取県公立学校教員並びに事務職員員の任用審査を次のように行う。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県教育委員会

一、日時、場所

昭和二十七年八月十一日(月)午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町 根雨小学校

米子市角盤町 義方小学校

昭和二十七年八月十二日(火)午前九時から午後五時まで

二、受審資格

1 旧制の高専卒業以上の学歴又はこれと同等の資格を有する者。

2 旧制の教員免許状を有する者。

3 新制高等学校卒業の学歴、又はこれと同等の資格を有する者。

4 旧制中学校以上の学歴、又はこれと同等の資格を有する者。(但し事務職員希望者に限る)

5 事務嘱託で身分の切替えを希望する者。

三、審査内容

1 人物審査

2 筆記試験

3 出題の範囲

教育職員としての適否の審査

教育職員としての常職の審査

東伯郡倉吉町 成徳小学校

気高郡浜村町 浜村小学校

昭和二十七年八月十三日(水)午前九時から午後五時まで

鳥取市東町 鳥取西高等学校

八頭郡那家町 中央中学校

- (イ) 一般教養、及び教職員としての教養に関する
簡単な試問。
- (ロ) 教育関係法規については憲法、教育基本法、
学校教育法及び教育公務員特例法についての簡
単な試問
- 3 身体検査
審査当日までに県立保健所で健康状況、特に結核性
疾病についての検査をうけておくこと。(間接撮影
にて可)但し、身分の切替えを希望する者はその必
要はない。

四、提出書類

- 1 志願書(鳥取県庁鳥取県教育委員会事務局学事課
及び最寄地方事務所内鳥取県教育委員会事務局支所
(以下「支所」という。)に準備してある)
- 2 履歴書(自筆のもの)
- 3 免許状の写。
- 4 最終卒業又は修了学校の成績証明書。
- 5 身体検査書(前項③に基くものであつて当日持参

のこと。

五 書類受付の日時及び場所

受審者は必要な書類を八月七日までに最寄の支所に提
出し、その支所が指定する審査会場で受審すること。

六、当日の持参品

- 1 筆記用具
- 2 晝食
- 3 算盤(事務職員志望者に限る。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の
規定による政党、協会その他の団体又はその支部の收支
に関する報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書
- 二、期間 自昭和二十七年一月一日
至昭和二十七年四月三十日 (定期報告)
- 三、報告書の要旨

団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総額		一件千円 以上の寄 附		一件五百 円以上の 寄附		支出の総額		一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告書受理 年月日
	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	
日本共産党鳥取県委員会	1	16,600.00	1	1,000.00	1	700.00	1	4,000.00	1	6,000.00	1	1,000.00	昭二七、七、二七
同 因幡地区委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	昭二七、七、二七
同 東伯地区委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	昭二七、七、二七

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当なし

(二) 支出 出

政党、協会その他の団体名

日本共産党鳥取県委員会

支出の総額

六、〇〇〇円〇〇

件数

四

支出の目的

入件費

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 鳥
鳥 取 鳥 鳥
所 者 縣 鳥
縣 縣 鳥 鳥
鳥 取 鳥 鳥
取 市 東 東
縣 町 取 町
印 取
刷
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課